

「バ・オール」ロゴマーク作成業務公募型プロポーザル実施要綱

五戸町では、「バ・オール」のロゴマークを作成する業務の受託者を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1 委託業務の目的

本業務は、五戸町農産物直売等拠点施設（名称：バ・オール）（以下、「バ・オール」という。）におけるシンボルとなるロゴマークを制作することを目的として公募型プロポーザルを行うものです。

ロゴマークは、バ・オールの理念や特徴を視覚的に表現し、施設の認知度向上、愛着心の醸成、利用促進、広報活動に資するものとします。

なお、施設整備の目的及び名称の由来等については、五戸町ホームページ（トップ）暮らしのガイドー産直等拠点施設）内の「構想・目的について」、「運営について」及び「その他」を参照してください。

（URL:<https://www.town.gonohe.aomori.jp/chosei/sanntyoku-iroiro.html>）

2 業務の内容

委託業務の内容の詳細については、別添の「「バ・オール」ロゴマーク作成業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）によるものとしますが、概要は以下のとおりです。

（1）業務名

「バ・オール」ロゴマーク作成業務

（2）業務内容

- ・ロゴマーク（シンボルマーク及びロゴタイプ）の提案・制作
- ・各種媒体に展開可能な形式でのデータ納品（a i、p n g、j p g等）
- ・ロゴマークの使用ガイドライン案の作成

（3）委託業務期間

契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで

3 委託上限金額

539,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 公募参加資格

（1）青森県内に本社又は事務所等を有する法人のほか、青森県内に在住する個人の応募が可能です。

（2）次のすべての要件を満たしている必要があります。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。ただし、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は参加できるものとする。

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

③五戸町建設業者等指名停止要領に基づく指名停止期間中でない者

④青森県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 9 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

⑤国税及び地方税を滞納していない者であること。

5 公募スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 公募の開始 | 令和 7 年 6 月 2 日（月） |
| (2) 参加申込期間 | 令和 7 年 6 月 2 日（月）～同月 20 日（金） |
| (3) 質問受付期間 | 令和 7 年 6 月 2 日（月）～同月 13 日（金） |
| (4) 質問回答日 | 令和 7 年 6 月 17 日（火） |
| (5) 企画書提出期間 | 令和 7 年 6 月 2 日（月）～7 月 11 日（金） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和 7 年 7 月 18 日（金） |
| (7) 業務委託契約締結 | 令和 7 年 7 月 25 日（金） |

6 参加申込及び辞退

応募者は、次により参加申込書を電子メールで提出してください。

(1) 参加申込受付期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）～同月 20 日（金） ※午後 5 時必着

(2) 送信先

「1 1 問合せ及び書類提出先」を参照してください。

※メールタイトルを「【申込者名】_ロゴ応募申込」としてしてください。

(3) 提出書類

・参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）

・未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、保護者等の同意書（様式任意）を提出してください。（同意書には署名及び同意者の連絡先が必要となります。）

(4) 参加の辞退

参加申込書の提出後、参加を辞退するときは、「辞退届（様式第 2 号）」を企画書の提出期限までに同様の方法で提出してください。

7 参加・提案に係る質問

参加及び提案に際して質問がある場合は、次により質問票を電子メールで提出してください。

(1) 質問受付期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）～同月 13 日（金） ※午後 5 時必着

(2) 送信先

「1 1 問合せ及び書類提出先」を参照してください。

※メールタイトルを「【申込者名】_ロゴ質問」としてください。

(3) 提出書類

- ・質問票（様式第3号）

(4) 回答方法

質問者を特定できないよう加工した上で、令和7年6月17日（火）に五戸町ホームページに掲載します。

(5) 注意事項

- ・電話等当該様式によらない質問は受け付けられません。ただし、質疑の趣旨確認を電話で行う場合があります。
- ・審査に関する質問には応じません。
- ・口頭、電話等による個別対応は行いません。

8 企画書の提出

(1) 企画書提出受付期間

令和7年6月2日（火）～7月11日（金） ※午後5時必着

(2) 提出先

郵送又は持参により「11 問合せ及び書類提出先」を参照のうえ、提出してください。

(3) 提出資料

提出書類名	仕様	様式
企画書	《表紙》 【「バ・オール」ロゴマーク作成業務 企画書】と記載し、提出年月日、提案者の事業者名（名前）・所在地（住所）・連絡先を記入すること 《内容》 ・要綱9「委託先の選定について」及び別紙「仕様書」の項目に対応する形で、具体的な提案内容を記載してください。 ・次に掲げる事項を必ず盛り込んで作成してください。 ①デザインコンセプト ②ロゴマークデザイン	任意
費用見積書	消費税及び地方消費税を含む形で作成してください。 提案したロゴマークデザインに修正を加える場合があること等の作業費用を考慮してください。	任意
その他	本業務に類似した業務実績やデザイン関連の受賞歴等、本業務を実施するうえでアピールできる資料があれば提出してください。	任意

(4) 作成にあたっての留意事項

- ・ロゴマークのデザインは最大2案の提出が可能です。詳細は、別紙「仕様書」を参照してください。

- ・正本として1部、副本として6部提出してください。
- ・書類はA4サイズ（縦・横の向きは問わない）のフルカラー印刷として、1部ずつクリップ留めをしてください。また、長辺中央にパンチ穴（JIS規格の2穴）を開けてください。
- ・パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとしてクリップ留めして7部提出してください。
- ・提出後の企画書の内容変更は認めません。

9 委託先の選定について

提出された企画書について、次のとおり審査を行い、委託先を決定します。

（1）選定方法

企画書の内容について選定委員会が下記評価ポイントを基に総合的に審査し、最も優秀な提案を行った1者を契約締結候補者として選定します。なお、最高得点の提出者であっても、得点が著しく低い場合等、選定されないことがあります。

（2）評価ポイント

評価は以下の観点に基づき、施設及び名称の理念や利用実態に即した内容であるかを重点的に審査します。

なお、審査においては、下記の評価ポイントに基づき総合100点満点で採点を行います。

①創造性・独自性【配点30点】

他に類を見ない表現であるか、施設の特性を的確に表現しているか

②利用の汎用性・展開性【配点25点】

印刷物、Web、建物外観等やグッズ等での使用が可能なデザイン構成であるか

③コンセプトの明確さ・共感性【配点25点】

施設の理念や事業目的と整合性があり、理解・共感が得られるか

④業務遂行能力【配点10点】

これまでの実績、提案内容から適切に業務を遂行できる体制が整っているか

⑤見積金額の妥当性【配点10点】

提案内容に対して見積額が妥当かつ合理的であるか

（3）審査結果の通知

採択・不採択の有無にかかわらず、令和7年7月18日（金）に提案者全員に電子メールにて通知を行います。また、採択結果については五戸町ホームページで公表を行います。

（4）契約の締結等

上記により選定された応募者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議（その際、企画書の内容は、協議の上変更する場合があります。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行います。

なお、候補者との間で協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い応募者を候補者として必要な協議を行います。

また、契約を締結したときは、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付する必要があります。ただし、五戸町財務規則（平成16年規則第44号）第146条各号の規定に該当する場合には免除となります。

10 その他留意事項

- （1）企画提案に要する一切の費用は応募者の負担とします。
- （2）提出された企画書等は返却しません。
- （3）提出書類の著作権は提案者に帰属するものとし、提出された企画書等は委託先の選定にのみ使用します。ただし、委託先の選定を行うために必要範囲において、複製を作成することがあるほか、五戸町情報公開条例（平成14年条例第26号）に基づき開示請求を受けた場合、原則として開示します。
- （4）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利となっている意匠、デザイン、設計などを使用した結果生じる責任は、提案者が負うものとします。
- （5）AI（人工知能）によって生成されたデザインは、著作権侵害等、著作権の問題を生じる可能性があるため、AI生成画像の応募は禁止とします。
- （6）企画提案公募の参加により知り得た情報は、応募に係る検討（または当該委託事業の業務実施）以外の目的では使用してはならず、また、正当な理由なく第三者に漏らしてはなりません。
- （7）応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とします。なお、参加資格の確認等のため、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
 - ①参加申込書等を提出した以降契約締結までに、本要綱中「4 公募参加資格」に定める要件のひとつでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
 - ②提出期限内に企画書の提出がなされなかった場合
 - ③提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
 - ⑤その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

11 問合せ及び書類提出先

五戸町 総合政策課 政策推進室
〒039-1513 五戸町字古館2 1 番地 1
電話 0178-62-2111
FAX 0178-62-6317
メール seisaku@town.gonohe.aomori.jp

(様式第1号)

令和 年 月 日

五戸町長 様

項 目	記 入 欄
参加者氏名 (法人名又は個人名)	
所 在 地	
電 話 番 号	
メールアドレス	
担 当 者 氏 名 (所属・役職)	

参加申込書兼誓約書

【「バ・オール」ロゴマーク作成業務】の公募型プロポーザルへの参加を申し込みます。

なお、「バ・オール」ロゴマーク作成業務公募型プロポーザル実施要綱の記載の参加資格要件を全て満たすことについて事実と相違ないことを誓約するとともに、実施要綱・業務委託仕様書に記載された内容を確認し、遵守することに同意します。

(様式第2号)

令和 年 月 日

五戸町長 様

項 目	記 入 欄
参加者氏名 (法人名又は個人名)	
所 在 地	
電 話 番 号	
メールアドレス	
担 当 者 氏 名 (所属・役職)	

辞退届

標記について、「バ・オール」ロゴマーク作成業務に係る参加申込を行いました
たが、諸般の事情により本公募への参加を辞退いたしますので、その旨届出ます。

(様式第3号)

令和 年 月 日

五戸町長 様

項 目	記 入 欄
参加者氏名 (法人名又は個人名)	
所 在 地	
電 話 番 号	
メールアドレス	
担 当 者 氏 名 (所属・役職)	

質問票

標記について、「バ・オール」ロゴマーク作成業務の公募に係り下記のとおり質問します。

2. 質問内容

質問番号	該当箇所	質問内容
1	例：要綱 p3 8(3)その他	例：受賞歴等の添付について、新聞の切り抜き等も対象として良いでしょうか
2		
3		

※行は適宜追加してください。